

令和6年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第8回総会

日時 令和6年8月26日（月）午前9時00分  
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊愼一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	

欠席委員

農地利用最適化推進委員

9番 渡邊正

事務局

事務局長補佐（総括）	高子英晴	事務局長補佐（農地担当）	日下部靖広
総務係主任	木村龍一	農地係主任	芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について
- (5) 農地の時効取得に関する照会について

#### 議事

- (1) 議題31号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題32号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第35号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時01分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして、議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、1番山田委員、16番布施委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））    はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について、質問は  
ございませんか。

(発言なし)

木村議長            質問がないようですので、事務局から他にありませんか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当))    特にありません。

木村議長            それでは、早速議事に入ります。

議第31号から議第35号までの議案について、一括上程  
します。

- (1) 議第31号「農地法第3条の規定による許可処分につ  
いて」
- (2) 議第32号「事業計画変更申請書の審議について」
- (3) 議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請  
書の審議について」
- (4) 議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請  
書の審議について」
- (5) 議第35号「非農地証明願の審議について」

以上、議第31号から議第35号まで、一括上程いたしま  
す。

木村議長            ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めま  
す。

片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職  
務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る、8月16日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件を審査しました。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位27番、南部地区コンテナ置場及び従業員駐車場用敷地への転用案件です。

申請地は、農業振興地域内農用地区域外、都市計画区域内にある農地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地です。隣接する工場、既存施設の拡大であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

また、議第35号「非農地証明願の審議について」順位12番、白岩地区の案件です。

現地は、大字白岩字川前の土地、5筆、内3筆は、昭和58年5月27日付指令農政第936号で農地法第4条の許可を受け、杉植林を行い、現在に至っているものです。

また、内2筆は願人の父が平成17年2月に死亡し、相続しましたが、遠地であり、また、度々の道路の決壊等により、原野化しているとのことです。

現地は葉山市民荘の手前、葉山高原牧場の西側となっており、行くにも困難なため、非農地証明願に添付されていた地図による審査を行いました。

一部は農地法第4条の転用許可も得ており、非農地と判断しました。

地区審査においても十分な審査をお願いします。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

はい、ご苦労様でした。

ただいまから、地区審査に入ります。

審査時間は、30分程度とし、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前9時8分

再開 午前9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第31号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

5ページをお開きください。

(議案書順位42番朗読)

この案件につきまして、8月10日に白岩地区農業委員、推進委員、また寒河江・南部地区の方からは、片桐会長職

務代理者、五十嵐推進委員と私で現地を確認しております。

所在地は主に国道112号線と国道458号線が交わる交差点の南側、また電気堰付近に7筆が点在しております。

白岩地区の方々から、詳しく案内していただき、見てきたところでした。譲渡人の■■■■さんは県外に居住しておりまして、遠地のために、中々、農地の管理が困難であり、農地を処分したいというような意向がありまして、今回、株式会社 ビー・エム・エフで譲り受けるというような流れになっております。現在は、借受者が田を耕作しておりまして、特に荒れている様子はなく、管理されており、申請どおりであれば、特に問題はないものと思われまます。本日の地区審査会でも、異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

この件につきまして、私の地元でもありますので私からも一言。譲渡人の■■■■さんは、高年齢の方でして、他に山林を大分持っていらっしゃるしまして、これも含めて一括で処分したいという相談がありまして、山林は誰も作る人がいないという話でしたので、チェリー不動産から相談があり、チェリー不動産では株式会社ビー・エム・エフにお願いしたいということで、そういうことであればしょうがないのではないかとということで、私と白岩地区の農業委員で話し合いをしたところでもあります。

私からの補足説明とさせていただきます。

木村議長

続いて、高松地区・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。



(議案書順位 4 3 番朗読)

場所は国道 2 8 7 号線、日和田のガソリンスタンドのとなりです。

8 月 1 1 日、高松・醍醐の農業委員、推進委員で現地確認を致しました。譲受人は人としても問題なく、地区審査会でも異議はありませんでした。

続いて順位 4 4 番。

(議案書順位 4 4 番朗読)

順位 4 4 番の貸人と借人は親戚同士でありまして、貸し借りがなっていたのですが、今回、正式に契約を結ぶため申請を行ったものです。

場所は本楯地区のバラ団地南側になります。こちらも高松・醍醐地区の農業委員、推進委員で場所を確認し、本楯地区の小野推進委員に案内していただきました。順位 4 3 番、4 4 番につきまして、問題はないものと話になり、地区審査会でも異議はありませんでした。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位 4 2 番から 4 4 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たして

いると考えます。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第31号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第32号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

7ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

場所ですが、市役所からマックスバリュ方面に進みまして左側に小山整形外科クリニックがありますが、道路

を挟みまして西側が申請地になります。申請当初はさくらんぼ畑を緑地に変えるということでしたが、そのまま耕作するということが問題ないものと農業委員、推進委員で話になりました。地区審査会でも異議ありませんでした。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位2番は診療所建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見ないようですので、採決いたします。

議第32号「事業計画変更申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

9ページをご覧ください。

(議案書順位5番朗読)

8月11日、場所は谷沢の中谷沢というところですが、元々は地主がパイプ車庫を建てておりましたが、これを延長して農業用倉庫を建てたいということで、8月11日、高松・醍醐地区農業委員と推進委員で現地を確認して来ました。申請どおりであれば、何ら問題ないということで地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位5番は車庫の移転及び増築農機具格納庫用敷地への

転用申請になっております。申請地は、農用区域外にある農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担している区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査も結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。８番、氏家です。

１１ページをご覧ください。

(議案書順位２６番朗読)

８月１１日に、寒河江・南部地区農業委員と推進委員で現地を確認しております。場所は陵南中学校の交差点を南に向い、さがえ紀の代寿司の駐車場を東に入ったところになります。新興住宅地の真ん中で、申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。本日の地区審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位２７番朗読)

この案件につきましては８月１６日の事前審査会におきまして出席者の皆様より現地を確認して、審議していただきました。所在地は南部の下高屋地区にあります佐竹商事株式会社の工場の西側に隣接する田んぼになります。

佐竹商事株式会社は農産物などの加工をする会社で従業員７０名規模の会社を経営しております。

従業員の駐車場が手狭であること、コンテナ置場が狭く高く積んであることから暴風などでたおれないよう安全に管理したい、というようなことから今回の申請に至りました。

事前審査会では、大型のトラックの進入や作業車への

配慮も十分、注意していただきたい。などの意見がありましたけれども他は申請どおりであれば何ら問題ないと判断しました。地域審査会でも異議はありませんでした。

(議案書順位 28 番朗読)

この案件につきましても、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認しております。

所在地は、中部小学校近くの肉の長栄がある交差点のちょうど北側にある農地になります。そしてその敷地の北側が実家になっておりまして、当該地においても共同所有となっております、姉の■■■■さんから承諾をもらって、妹の■■■■さんが住宅を建築するという申請になっております。但し、敷地の西門にすでにカーポートが設置してありまして、これに関しては申請書に顛末書も添えられておりまして、「農地法を理解しないままカーポートを設置してしまった。今回の住宅新築に関しても農地法を理解して十分に注意していきたい。」というような内容の文章です。

そういったことを考慮したうえで総合的には止むを得ないのかなと判断して参りました。本日の地区審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位 29 番朗読)

この案件につきましても、8月11日寒河江・南部地区農業委員、推進委員にて現地を確認しております。

所在地は市役所からマックスバリュの方に進み、右手の祐林寺の駐車場のちょうど東側にある農地になります。

申請地の左側が約 1 2 0 m<sup>2</sup>の宅地になっておりまして、宅地と併用して住宅を建築する予定になっております。

新興住宅街にある農地で申請どおりであれば、何ら問題はないというふうに判断して参りました。

本日の地区審査会でも、異議はございませんでした。  
以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局長補佐（総括）

順位 2 6 番、順位 2 8 番及び順位 2 9 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分の転用目的は問題ないと考えます。

順位 2 7 番は、コンテナ置場及び従業員駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区区域外にある農地で、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について



て、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第35号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地審査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

12ページをご覧ください。

(議案書順位12番朗読)

事由としまして、先ほど、片桐会長職務代理が説明したとおりであります。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局か

ら説明をお願いします。事務局。

事務局長補佐（総括）

はい、議長。特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第35号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第35号は、原案のとおり決定しました。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時15分

令和6年8月26日

第8回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 1番委員 山田和義

議事録署名委員 16番委員 布施功子